

長期収載品の処方に係る選定療養について

令和6年10月より後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を患者さまが希望された場合は、特別の料金(選定療養費)をお支払いいただきます。
この機会に、後発医薬品の積極的な利用を
お願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 長期収載品とは、後発品のある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものや、後発品置換え率が50%以上のものなど要件にあった品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の最高薬価の差額の4分の1の金額を選定療養費として、通常の医療保険の患者負担(1~3割)と別にお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。
- ・ 選定療養は保険給付ではない為、公費も適応にはなりません。選定療養は院外処方の方は薬局でのお支払いとなります。休日・時間外等により院内処方となった場合は当院でお支払頂きます。